

# 認定職業訓練のご案内



東京都産業労働局

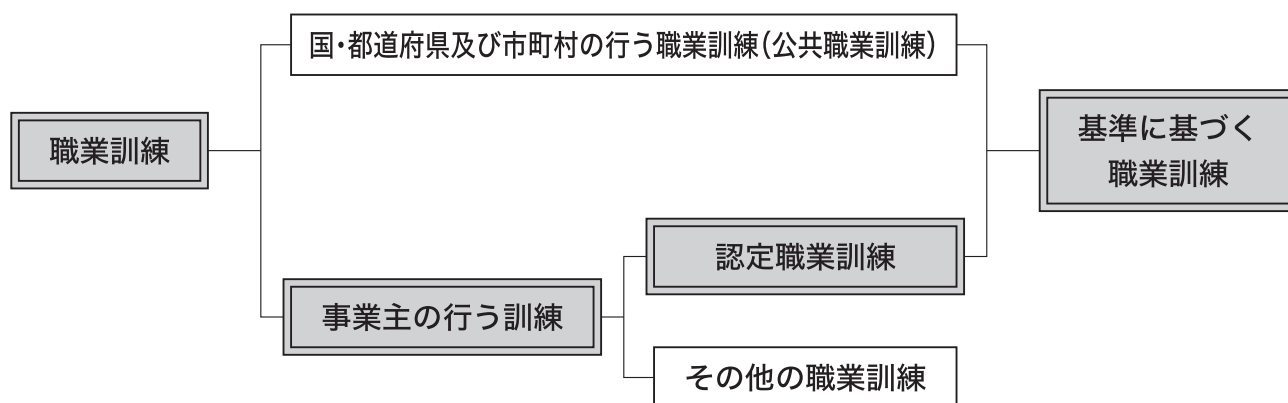
# 目 次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【認定職業訓練とは】 .....         | 1   |
| I 認定職業訓練の種類 .....        | 2   |
| II 認定の要件は .....          | 4   |
| III 認定のメリットは .....       | 6   |
| IV 認定の申請をするときは .....     | 7   |
| 認定までの流れ .....            | 8   |
| よくあるご質問 .....            | 9   |
| 認定職業訓練の問い合わせ先及び申請先 ..... | 裏表紙 |

# 認定職業訓練とは

事業主や事業主の団体等が雇用している労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法（以下「法」といいます。）に定める訓練基準に適合する職業訓練については、東京都（以下「都」といいます。）に申請してその旨の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練といいます。

この制度は、職業訓練の質的水準を確保し、その社会的評価を確立することと、各種の援助、助成を行い、企業の職業訓練を支援して、労働者の育成とその職業生活の安定及び社会的経済的な地位の向上を図ることを目的としています。



## I 認定職業訓練の種類

職業訓練の種類、課程は、習得させようとする技術及び知識の「程度」と「期間」に基づき分けられ認定の対象となる職業訓練は、事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練であり、次の内

| 訓練課程            | 訓練の対象及び内容  |
|-----------------|--|
| <b>1 普通職業訓練</b> |  |
| (1) 普通課程        | 高等学校卒業者、中学校卒業者又はこれらと同等以上の学力をし、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基<br>るための長期間の訓練                        |
| (2) 短期課程        |  |
| ア 管理監督者コース      | 管理者・監督者又は将来それになろうとする者に対し、管理者<br>な技能・知識を習得させるための訓練  |
| イ 一級技能士コース      | 二級技能検定合格者でその後相当程度の実務経験を有する者等<br>技能・知識を習得させるための訓練   |
| ウ 二級技能士コース      | 二級技能士の受験資格者に対し、二級技能士に必要な技能・知<br>識を習得させるための訓練   |
| エ 単一等級技能士コース    | 単一等級技能士の受験資格者に対し、単一等級技能士に必要な<br>の訓練  |
| オ 別表第4に定める訓練    | 在職労働者、技能検定の受検を目的とする者等に対し、職業に<br>く)・知識を習得させるための短期間の訓練(別表第4に定める                                  |
| ア～オにあてはまらない課程   | 在職労働者、技能検定の受検を目的とする者等に対し、職業に<br>く)・知識を習得させるための短期間の訓練   |
| <b>2 高度職業訓練</b> |  |
| (1) 専門課程        | 高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められ<br>な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な<br>の長期間の訓練                       |
| (2) 専門短期課程      | 高度の技能・知識の習得を目的としている在職労働者に対し、<br>識を習得させるための短期間の訓練   |
| (3) 応用課程        | 専門課程の高度職業訓練を修了した者又はこれと同等以上の技<br>る者に対し、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知<br>に必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練 |
| (4) 応用短期課程      | 高度で専門的かつ応用的な技能・知識の習得を目的としている<br>要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短                                  |



ています。  
容に該当するものです。

|                                 | 期 間 ・ 時 間                      | 関 係 法 令<br>(規則＝職業能力開発促進法施行規則) |
|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 有すると認められる者に対する基礎的な技能・知識を習得させ    | 原則1年（中卒者は2年）<br>1年につき1,400時間以上 | 規則第10条 別表第2                   |
| 又は監督者として職務に必要な                  | 10～40時間                        | 規則第11条 別表第3                   |
| に対し、一級技能士に必要な                   | 1か月以上6か月以下<br>100～150時間        | 規則第11条 別表第5第1号                |
| 知識を習得させるための訓練                   | 1か月以上6か月以下<br>100～150時間        | 規則第11条 別表第5第2号                |
| 技能・知識を習得させるため                   | 1か月以上6か月以下<br>120～150時間        | 規則第11条 別表第5第3号                |
| 必要な技能（高度の技能を除<br>訓練科）           | 2か月以上6か月以下<br>240～700時間        | 規則第11条 別表第4                   |
| 必要な技能（高度の技能を除                   | 原則6か月以下<br>12時間以上              | 規則第11条                        |
| る者に対し、将来職業に必要な<br>技能・知識を習得させるため | 原則2年<br>2,800時間以上              | 規則第12条 別表第6                   |
| 職業に必要な高度の技能・知                   | 原則6か月以下<br>12時間以上              | 規則第13条                        |
| 能・知識を有すると認められ<br>知識を有する労働者となるため | 原則2年<br>2,800時間以上              | 規則第14条 別表第7                   |
| 在職労働者に対し、職業に必<br>期間の訓練          | 1年以下<br>60時間以上                 | 規則第15条                        |

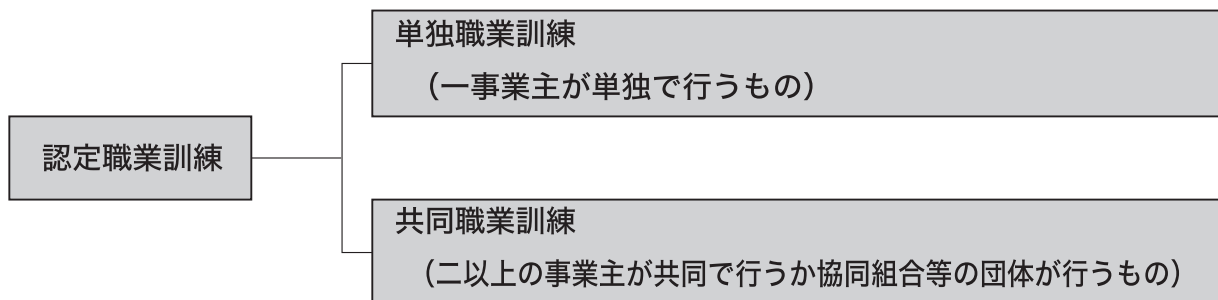
## II 認定の要件は

職業訓練の認定を受けようとする場合は、次の条件すべてを満たしていることが必要です。

1 認定を受けることができる事業主等とは、次の(1)～(7)のとおりです。(法第13条)

- (1) 事業主
- (2) 事業主の団体又はその連合団体
- (3) 職業訓練法人
- (4) 職業能力開発協会
- (5) 一般社団法人又は一般財団法人
- (6) 法人である労働組合
- (7) その他営利を目的としない法人

(認定の形式)



2 認定を受けようとする職業訓練が法に定める訓練基準に適合していることが必要です(法第24条、第27条の2、法施行規則第9条～第15条)。

法に定める訓練基準とは主に次のとおりです。

- (1) 訓練の対象者
- (2) 教科の科目
- (3) 訓練の実施方法
- (4) 訓練期間・訓練時間
- (5) 訓練を行うための施設・設備
- (6) 職業訓練指導員

3 認定職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められることが必要です。（法第24条）

実施する能力を有するかどうかの判断基準はおおむね次のとおりです。

(1) 職業訓練の永続性があること。

（例一訓練の経費の確保・実施体制の整備等）

(2) 訓練生を毎年一定人数以上確保できること（一事業主が単独で行う場合は3人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき3人以上であること。初年度は10人以上であることが望まれます。）

(3) 職業訓練法人及び職業能力開発協会以外の団体は、定款等に下記の事項が記載されているとともに、業務又は事業の一つとして職業訓練について**明確な定め**があること。

① 目的

② 名称

③ 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その名称及び所在地

④ 主たる事務所の所在地

⑤ 構成員を有する団体の場合は構成員に関する事項

⑥ 役員に関する事項

⑦ 会計に関する事項

⑧ 解散に関する事項

⑨ 定款等の変更に関する事項

(4) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可を受ける必要がある場合は、その許可が受けられること。

4 東京都職業能力開発協会（以下「協会」といいます。）について

協会は、法第79条に基づいて設立された法人であり、民間における職業能力開発の拡大と技能評価体制の確立を推進することを目的とした団体です。

協会は、都との密接な連携のもとに、各種講習会、研修、職業能力開発促進大会等の職業訓練振興事業を行っていますが、協会と都との能力開発事業の一体的推進を図るため、認定を受ける事業主の皆様には、原則として協会の会員になられることをおすすめします。

### Ⅲ 認定のメリットは

認定職業訓練を実施すると、次のようなメリットがあります。

#### 1 事業主にとってのメリット

##### (1) 東京都事業内職業訓練事業補助金

中小企業事業主（下表参照）、**中小企業事業主の団体**（構成員の3分の2以上が中小企業事業主である団体）及び職業訓練法人等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等を対象として認定職業訓練を行う場合には、一定の要件を満たせば、運営費、施設費及び設備費に対する**補助金**を受けることができます。

なお、補助金の内容は次のとおりです。

認定職業訓練に要する経費のうち、学科及び実技の訓練に要する以下の経費の一部が補助対象となります。

- ① 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当
- ② 教室借上げ費、光熱水費、備品費、修繕費、機械器具借上費
- ③ 教科書費、教材費
- ④ 職業訓練指導員の研修費、訓練生合同学習費
- ⑤ 救急薬品等購入費、修了証書等作成費、訓練生募集経費、連絡通信費
- ⑥ 施設及び設備整備に要する経費

中小企業とは、次表のものをいいます。「資本金の額又は出資の総額」か「企業全体での常用労働者数」のいずれかの要件に該当すれば中小企業です。

| 産業分類    | 資本金の額又は出資の総額 | 企業全体での常用労働者数 |
|---------|--------------|--------------|
| 小売業・飲食店 | 5千万円以下       | 50人以下        |
| サービス業   | 5千万円以下       | 100人以下       |
| 卸売業     | 1億円以下        | 100人以下       |
| 上記以外    | 3億円以下        | 300人以下       |

##### (2) 広域団体認定訓練助成金

中小企業事業主の団体又はその連合団体で、都の訓練生がおおむね2分の1未満で**3都道府県以上の労働者を対象**に認定職業訓練を実施した場合には、(1)の東京都事業内職業訓練事業補助金ではなく、**広域団体認定訓練助成金**を受給することができます。

なお、助成金を受けるにあたっては、訓練生総数の3分の2以上が当該団体の構成員である中小企業事業主に雇用されており、同一の都道府県にある事業所に雇用される者が訓練生総数のおおむね2分の1未満である等、一定の要件を満たすことが必要です。

助成金の対象経費は(1)の①～⑤と同様です。

- (3) 職業訓練施設に「職業能力開発校」「職業能力開発短期大学校」「職業能力開発促進センター」などの名称を用いることができます。
- (4) 年少労働者の危険有害業務の就業制限、契約期間の特例や高校教育との連携など特典があります。

## 2 訓練生にとってのメリット

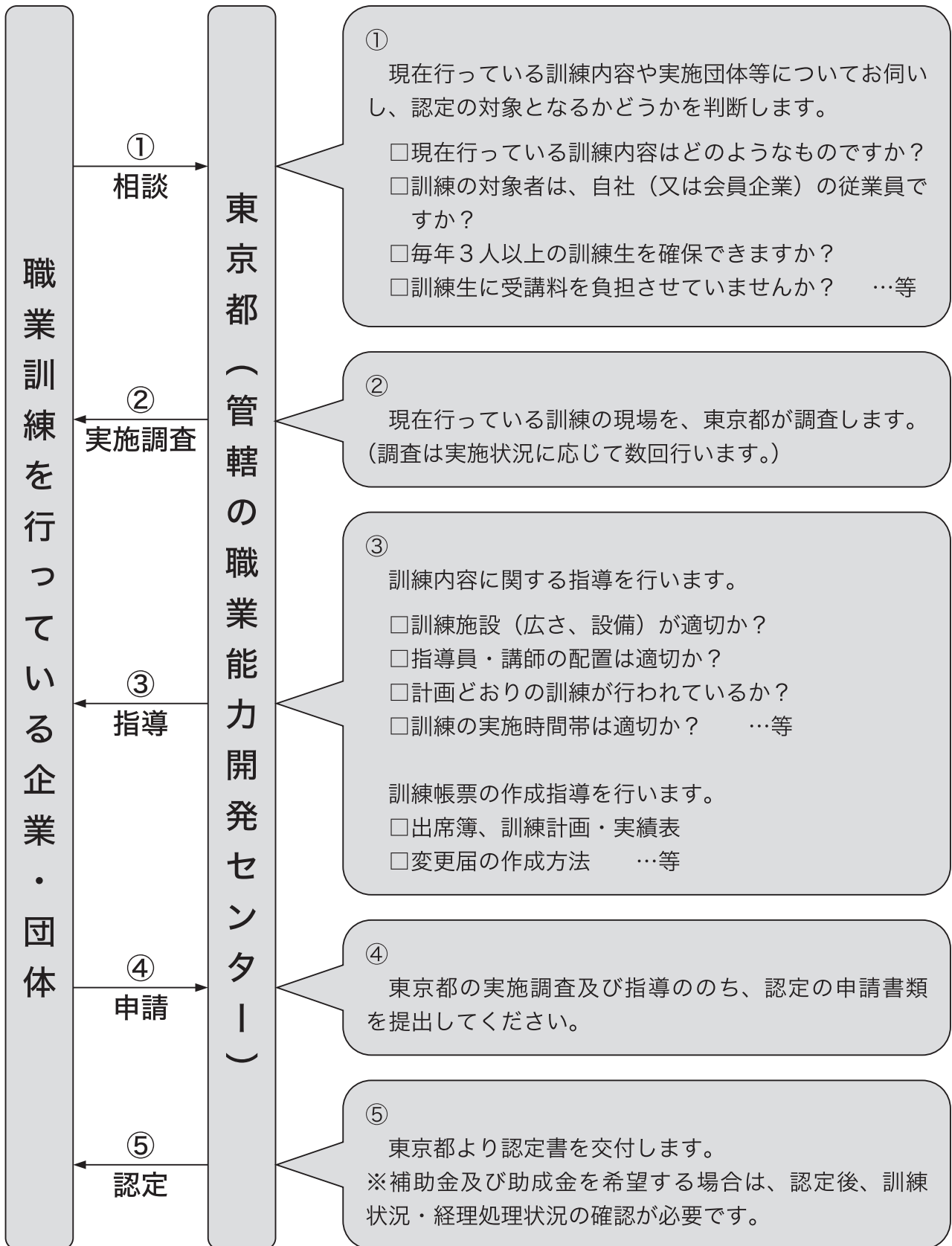
- (1) 普通課程・専門課程修了時に行われる技能照査の合格者には「技能士補」の称号が与えられます。
- (2) 技能照査の合格者並びに一・二級及び単一等級技能士コース修了時試験合格者は技能検定受検の際に学科試験が免除になります。
- (3) 修了者は、技能検定や職業訓練指導員試験等の受検及び受験資格の要件である実務経験年数が短縮される場合があります。
- (4) 訓練職種によって関係法令に基づく各種の資格や受験資格が与えられる場合があります。

## IV 認定の申請をするときは

1 申請の際、「職業訓練認定申請書」に添付する書類は以下のとおりです。

- (1) 定款、寄付行為、規約等
- (2) 認定職業訓練を実施するにあたっての意思を明らかにしたもの（総会議事録、社内稟議書等）
- (3) 就業規則
- (4) 認定職業訓練（校）の運営要綱、校則など
- (5) 従業員の採用実績と今後の採用予定
- (6) 訓練経費の概要
- (7) 教室の面積を示す平面図等
- (8) 指導員、講師の名簿
- (9) 申請時までの訓練実施の概要
- (10) 事業主等の事業の概要がわかるもの
- (11) 訓練計画表
- (12) 構成事業主の名簿（事業主団体等のみ）
- (13) 法人の登記簿謄本

◇ 認定までの流れ



## よくあるご質問

**Q 1 一般の人を対象とした訓練を行っています。認定の対象となりますか。**

A 1 認定職業訓練は、事業主や事業主の団体等が、雇用している労働者に対して行う職業訓練が対象です。

単独の事業主が実施する場合は自社の従業員、複数の事業主が共同で行う場合や団体が実施する場合は、その構成員（会員企業）が雇用している従業員を対象に実施する訓練が認定の対象となります。

原則として、雇用されていない人を対象とした訓練は認定の対象となりません。

**Q 2 従業員に対する訓練を計画中です。認定の対象となりますか。**

A 2 認定の際には、訓練の実施状況の視察や、過去の訓練実績の提出等が必要ですので、原則として訓練を実施してからの認定となります。

**Q 3 従業員数が少ないため、毎年3人以上の訓練生を確保することができません。認定の対象となりますか。**

A 3 認定の対象となりません。

認定訓練では、一事業主が単独で行う場合は3人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき3人以上の訓練生を毎年確保することが必要です。

**Q 4 訓練生から授業料を徴収しています。認定の対象となりますか。**

A 4 訓練生に授業料等の訓練に要する経費を負担させている場合は、認定の対象となりません。

授業料、入学金、受講料などの訓練に要する経費は、訓練生を雇用している事業主の負担で行ってください。

**Q 5 訓練が認定された場合、すぐに補助金や助成金を申請できますか。**

A 5 認定後すぐに補助金や助成金を申請することはできません。

認定後の訓練状況や経理事務処理が適正に行われているかを確認したのちに、補助金等の申請をすることができます。訓練や経理事務の状況によりますが、おおむね、認定した翌々年度からの申請となります。（適正に行われていることの確認が取れない場合は、それよりも時間を要する場合があります。）



## 認定職業訓練の問い合わせ先及び申請先

| 管轄職業能力開発センター | 所在地                        | 電話・最寄駅  | 担当地区  |
|--------------|----------------------------|---|---|
| 中央・城北        | 〒112-0004<br>文京区後楽1-9-5    | 03 (5800) 2611(代)<br>JR 地下鉄 飯田橋                   | 千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区   |
| 城南           | 〒140-0002<br>品川区東品川3-31-16 | 03 (3472) 3411(代)<br>京浜急行 青物横丁<br>りんかい線 品川シーサイド   | 港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村   |
| 城東           | 〒120-0005<br>足立区綾瀬5-6-1    | 03 (3605) 6140(代)<br>東京メトロ千代田線 綾瀬<br>つくばエクスプレス 青井 | 中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区  |
| 多摩           | 〒196-0033<br>昭島市東町3-6-33   | 042 (500) 8700(代)<br>JR青梅線 西立川                    | 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市<br>西東京市及び西多摩郡 |

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/nintei/>

企業の人材確保・育成 ⇒ 人材育成の支援 ⇒ 認定職業訓練

令和3年2月発行

登録番号 (2) 223

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

〒163-8001新宿区西新宿2-8-1

電話 03(5320)4718

印刷／大東印刷工業株式会社

